

海底火山「福德岡ノ場」の噴火に係る関係省庁対策会議 (第3回)

令和3年11月4日(木)
17:40 ~ 18:00

1. 開会

2. 議事

- ・ 軽石漂着等に係る現状と対応状況について
- ・ 沖縄県知事からの要請について

3. 閉会

海底火山 福德岡ノ場噴火（軽石漂着）に係る現状と対応状況まとめ（第5報）

R3/11/04 15:00とりまとめ

※ 赤字は前回からの更新部分。かっこ書きは前回からの増減。

港湾関係（一般航路含む） 4日 12:00 国交省

- 軽石の漂流・漂着 35港(±0)
(鹿児島県21港(±0) 沖縄県14港(±0)) ※一部解消済み
- フェリー航路運休等、港湾利用への支障
 - 古仁屋港（鹿児島県加計呂麻島）※町営フェリーが運休（10月22日～）
島へのアクセスは確保されている状況
 - 与論港（鹿児島県与論島）※タンカーからの石油荷役を断念（10月25日）。
11月11日再入港予定。
 - 内花港（沖縄県伊是名島）※不定期チャーター船が運行見合わせ
※ 徳仁港、水納港、仲田港については運行再開

- 軽石除去を災害復旧事業等により対応
解消済・影響軽微：12(+1)港（大笠利港など）
除去作業中：9港（古仁屋港、請島港、伊延港、与論港、奥港、
中城湾港、徳仁港、内花港、仲田港）
除去準備中：14(-1)港（水納港など）

- リエゾン等派遣
鹿児島県庁に九州地方整備局職員2名を派遣中（10月28日～）
沖縄県庁に内閣府沖縄総合事務局職員1名を派遣中（10月28日～）
与論町役場に九州地方整備局職員2名を派遣中（11月3日～）
国土技術政策総合研究所・(国研)港湾空港技術研究所の専門家8名による
沖縄県現地調査を実施中（11月4日～5日）
九州地方整備局所属の海洋環境整備船「海煌」を与論島に派遣し軽石が
漂流する海域での運航・軽石回収作業の実証を実施予定

漁港関係 4日 15:00 水産庁

- 軽石の漂流・漂着 46(+12)港
(鹿児島県(種子島以南の島しょ部) 65港中 12(+2)港
沖縄県87港中 34(+10)港)

- 災害復旧事業等により対応
解消済・影響軽微：39港(+12)（鹿児島県11港、沖縄県28港）
(うち除去完了：鹿児島県5(±0)漁港
(宇宿漁港、早町漁港、小湊漁港、今里漁港、茶花漁港))
除去作業中：鹿児島県1(±0)漁港(崎原漁港)
沖縄県2(±0)漁港(辺土名漁港、安田漁港)
除去作業準備中：沖縄県4漁港(久高漁港など)

漁船関係 4日 15:00 水産庁

- エンジントラブル 42(±0)隻(うち航行不能6隻)

- 必要な修繕費を漁船保険で補填。
※ 稼働漁船のほぼすべての漁船が漁船保険に加入
※ 保険制度には保険料への国庫補助あり

漁業関係 4日 15:00 水産庁

被害報告 ※確認中

- 漁船漁業等で一定の収入減が生じる場合には
漁業共済により補填
※ 共済制度には掛金への国庫補助あり

海岸関係

4日 15:00 農水省、水産庁、国交省、環境省

- 軽石の漂着
沖縄県18市町村、鹿児島県12市町村

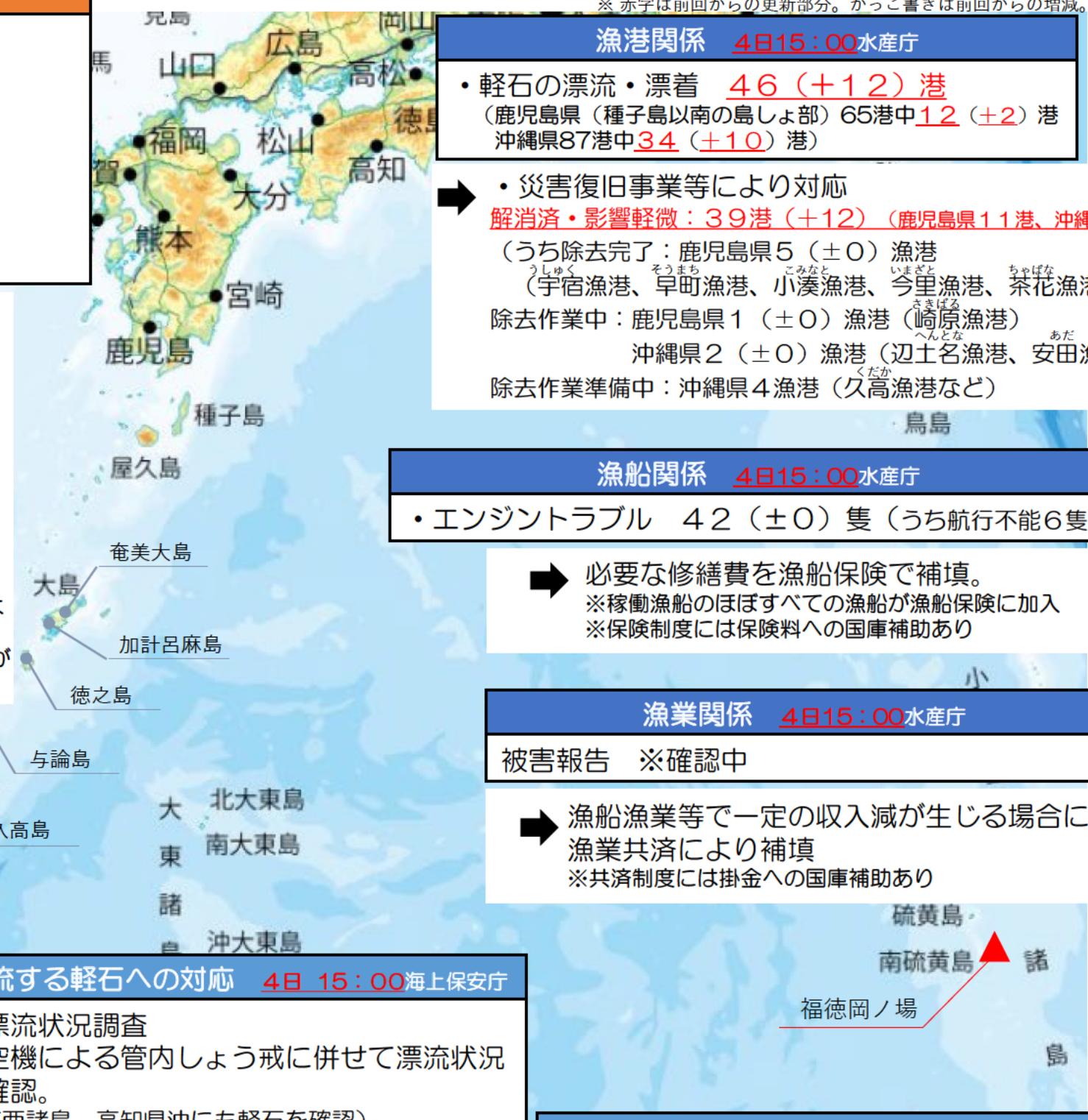
- 海岸漂着物等地域対策推進事業（環境省）により
対応
補助金既交付分を活用して直ちに事業着手可能と伝達済
- 災害関連事業の対象となる場合は、
災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業
(農水省、水産庁、国交省)の対応も可能

漂流する軽石への対応 4日 15:00 海上保安庁

- 漂流状況調査
航空機による管内しょう戒に併せて漂流状況
を確認。
(南西諸島、高知県沖にも軽石を確認)
- 船舶の安全確保関係
海域利用者に対し、航行警報、海の安全情報
等にて、軽石の漂流、定期的な海水系統こし
器の確認等について、情報提供及び注意喚起
を実施。

漂流する軽石への対応 4日 15:00 原子力規制庁

- 原子力発電所関係
原子力規制庁より、既に原子力規制事務所を通
じて、事業者に対して注意喚起を実施
(10/25)。



1 対応状況

(1) 漂流状況調査

当庁航空機による管内のしょう戒に併せて漂流状況を確認。

➤調査結果については、三管区、五管区、十管区及び十一管区HPに掲載

(2) 航行警報等の発出状況

海域利用者に対し、航行警報^{※1}、海の安全情報^{※2}等にて、軽石の漂流、定期的な海水系統こし器の確認等について、情報提供及び注意喚起を実施。(三管区、五管区、十管区及び十一管区)

※福徳岡ノ場の噴火情報

海域利用者に対し、噴火の事実を日本航行警報等にて情報提供を実施。

2 その他参考

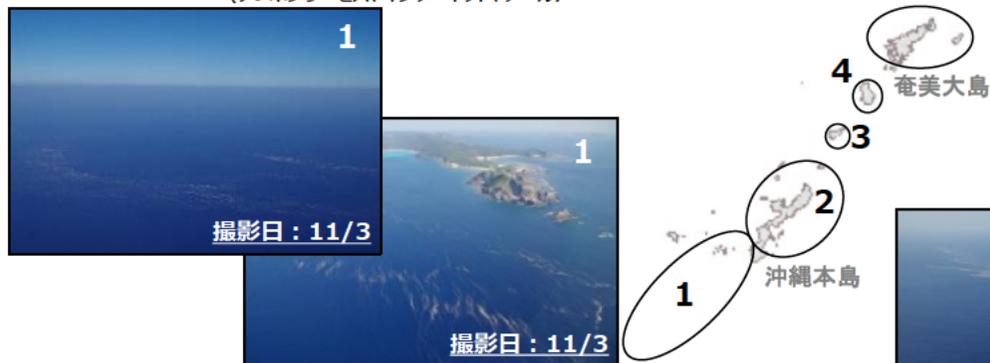
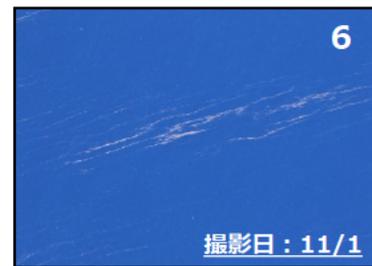
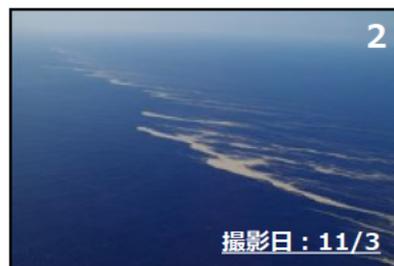
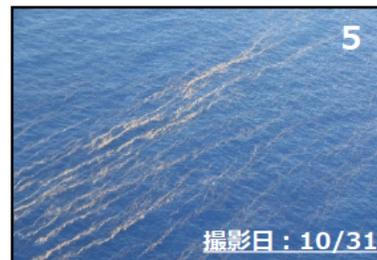
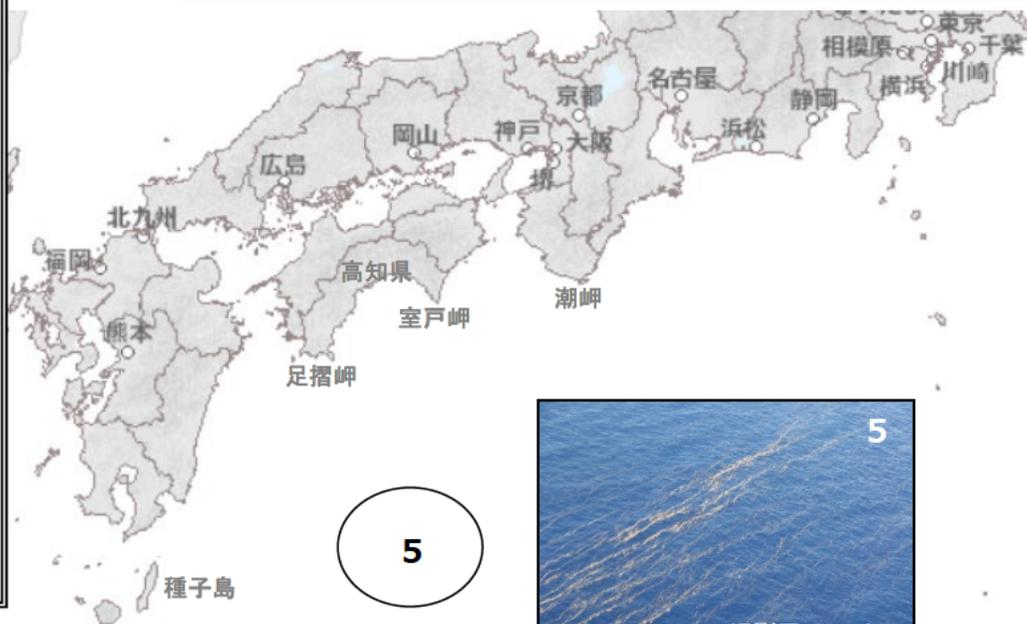
(1) 漁業関係者、定期就航船事業者に対し、安全指導実施

(2) 関係機関と連携した情報提供、会議への参加

※1 航行警報：航行船舶に対し、航行の障害となる漂流物の存在等船舶の安全な航海のために緊急に周知が必要な情報を提供 (衛星通信、無線放送、インターネット、ファックス)

※2 海の安全情報：広く海域利用者に対し、気象・海象の現況、気象警報・注意報の発表、台風や発達した低気圧に伴う事故防止の注意喚起等の情報を提供 (テレホンサービス、インターネット、メール)

当庁航空機が確認した軽石の漂流状況 (イメージ図)



○ : これまでに確認した軽石の位置

- 11月4日12時までに、鹿児島県の21港、沖縄県の14港の計35港で軽石の漂流・漂着を確認。
- 鹿児島県の加計呂麻島にある古仁屋港でのフェリー航路運休や与論港でのタンカーからの石油荷役断念など、港湾利用への支障も一部発生。
- 港湾内の軽石除去について、港湾管理者が災害復旧事業等により対応中。国土交通省もリエゾンや専門家派遣をはじめとする各種支援を実施中。

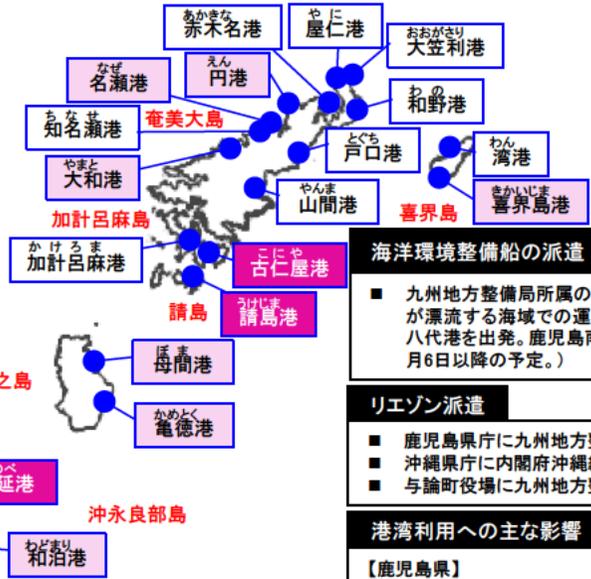
与論島の状況

【与論港の石油荷役】※与論町等より11月1日聞き取り(石油備蓄量)

- ・12月10日程度まで(九州電力からの11月1日時点の情報)(現状)
- ・タンカーが着岸する岸壁前面等に軽石が滞留。
- ・町役場職員が網で軽石を回収。
- ・港湾管理者(鹿児島県)が軽石漂着量が多い箇所の応急復旧に着手済。

【今後の対応】

- ・港湾管理者の実施する軽石除去事業を災害復旧事業で支援予定。
- ・11月11日のタンカー再入港に向け、4日に関係者による対策会議を実施。
- ・11月3日に九州地方整備局職員2名をリエゾンとして派遣し、町役場等の関係者と現地の状況を確認するとともに、4日開催の対策会議に出席するなど、技術的な支援を開始。
- ・九州地方整備局所属の海洋環境整備船「海煌」を与論島に派遣し、軽石が漂流する海域での運航・軽石回収作業の実証を行う予定。(現地到着は11月6日以降の予定。)



ヘリ調査等

- 【ヘリ調査】**
- 沖縄総合事務局防災ヘリ: 10月26日、27日、29日現地調査
 - 九州地方整備局防災ヘリ: 10月31日、11月1日現地調査
- 【専門家による現地調査】**
- 国土技術政策研究所(国研)港湾空港技術研究所の専門家計8名による沖縄県現地調査を実施中(11月4~5日)

海洋環境整備船の派遣

- 九州地方整備局所属の海洋環境整備船「海煌」を与論島に派遣し、軽石が漂流する海域での運航・軽石回収作業の実証を行う予定。(11月3日八代港を出発。鹿児島南方海域の海象条件が悪いため、現地到着は11月6日以降の予定。)



リエゾン派遣

- 鹿児島県庁に九州地方整備局職員2名を派遣中(10月28日~)
- 沖縄県庁に内閣府沖縄総合事務局職員1名を派遣中(10月28日~)
- 与論町役場に九州地方整備局職員2名を派遣中(11月3日~)

港湾利用への主な影響

【鹿児島県】
<加計呂麻島>
 古仁屋港: 町営フェリーが運休(10月22日~)
 ※ただし、他の航路により加計呂麻島へのアクセスは確保されている状況
<与論島>
 与論港: タンカーからの石油荷役を断念(10月25日)。11月11日再入港予定。
 ※ただし、12月10日程度までの燃料は島内に確保されている状況

【沖縄県】
<久高島>
 徳仁港: 10月28日午後から定期船が運休、10月31日午後から一部運行再開。11月3日は通常運行
<水納島>
 水納港: 10月29日に定期船の一部が欠航、現在は運行を再開
<伊是名島>
 仲田港: 10月30日に定期船の一部が欠航、現在は運行を再開
 内花港: 不定期チャーター船が運行見合わせ

(参考)

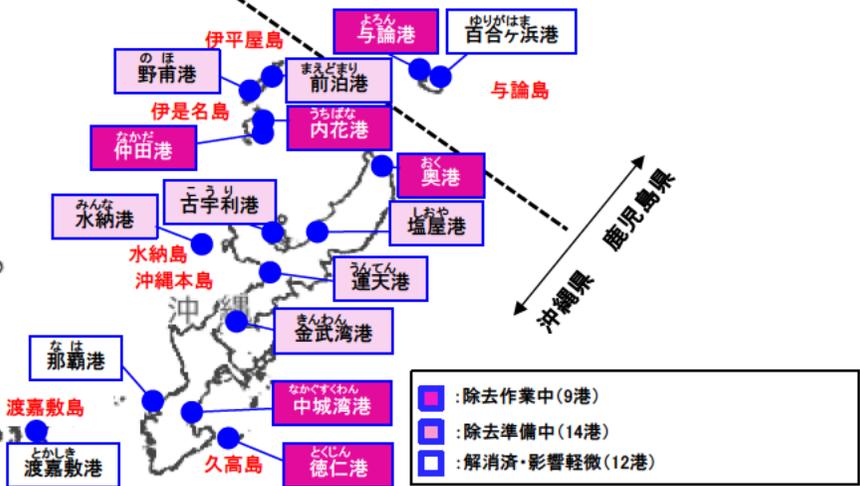
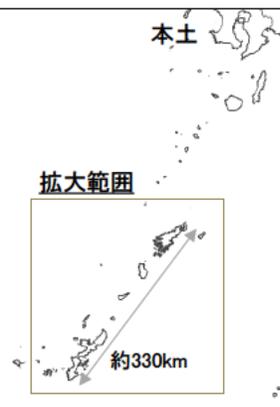
災害復旧事業等

災害復旧事業について交付税措置も加味した実質的な地方負担は1.7%未満。

- 港湾内の軽石除去について、港湾管理者が災害復旧事業等により対応中
- 災害復旧事業の活用に関する港湾管理者への周知

漂流軽石回収技術検討WGの設置

- 漂流軽石の効果的な回収技術の検討を行うため、水産庁とも連携し、「漂流軽石回収技術検討WG(事務局:国土交通省港湾局)」を11月5日に設置・開催予定。11月中目途に検討結果をとりまとめ予定。



※地図中に図示されている港湾は、11月4日12時までに軽石漂着等が確認された港湾

鹿児島県・沖縄県における水産関係の軽石被害状況

水産庁

○ 漁港被害

沖縄県・鹿児島県（種子島以南の島しょ部）の合計で152漁港のうち46漁港内に軽石が漂着。

そのうち39漁港は、解消済・影響軽微。

現在、漁港管理者（県・市町村）において、水産庁事業等を活用し、3漁港において軽石の除去を実施中、5漁港で除去完了（水産庁の災害復旧事業で適用になる補助率は10分の8）。

（単位：漁港）

	漂着漁港	解消済・ 影響軽微	除去完了	漁船の 出入りに 支障		参考 (漁港数)
				除去 実施中	除去作業 準備中	
沖縄県	34	28		6	(2)	87
鹿児島県	12	11	(5)	1	(1)	65
合計	46	39	(5)	7	(3)	152

○ 漁船被害（エンジントラブル）

両県において現在調査中であるが、内々の聞き取りによれば合計で42漁船に被害が発生、うち36漁船が軽微な損傷、6漁船が航行不能等の損傷。

稼働漁船の殆どは漁船保険に加入しており、必要な修繕費を補填。

※ 軽石の詰まりの洗浄費用及び消耗部品代は、漁船保険による補填の対象外。

○ 漁業被害

両県において現在調査中。漁船漁業等で収入減が生じる場合には、漁業共済により補填（平年収入の8割（原則）を下回る減収分）。

漁船漁業等の共済加入率は、鹿児島県：87.5%、沖縄県：95.9%（令和2年度・金額ベース：団体調べ）

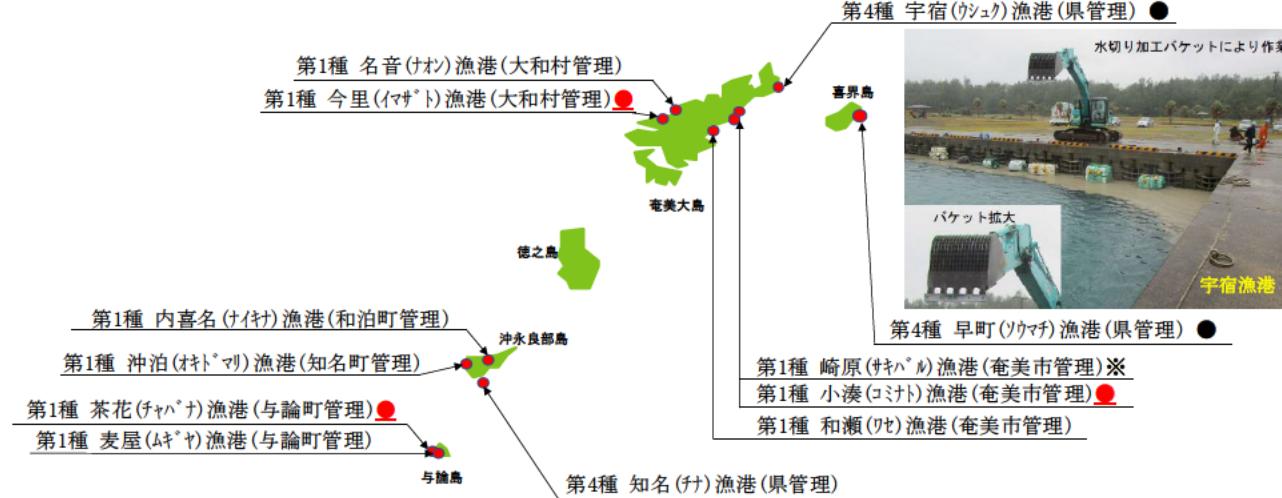
○ 都道府県への注意喚起

今後、軽石が北上し、本土へ漂着することも想定されることから、都道府県に注意喚起の文書を出したところ。

軽石等による漁港泊地の埋そく状況（11月4日15時現在）

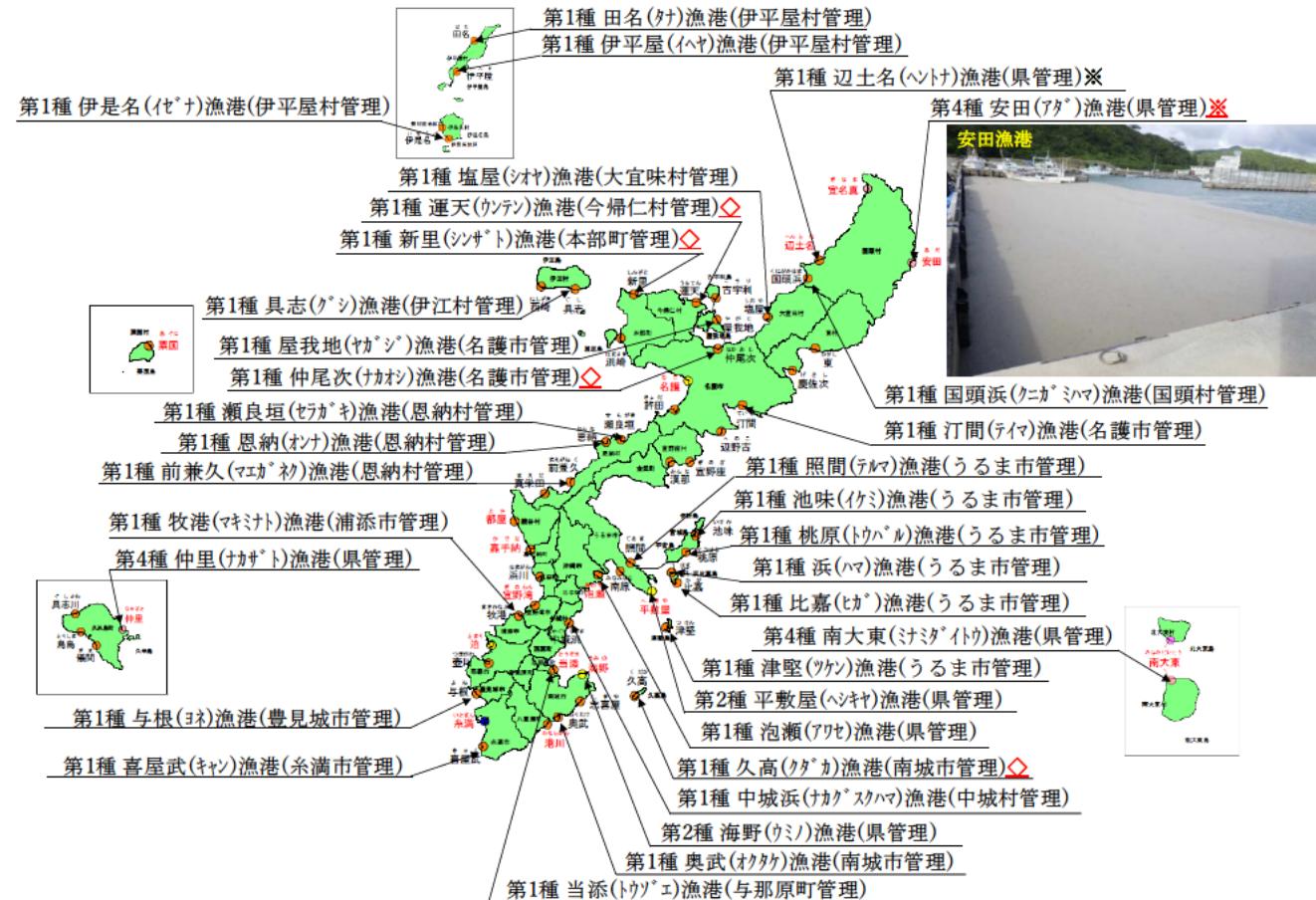
○鹿児島県（種子島以南の島しょ部）65漁港のうち12漁港内に漂着

（うち1漁港で除去実施中※、5漁港で除去完了●）



○沖縄県 87漁港のうち34漁港内に漂着

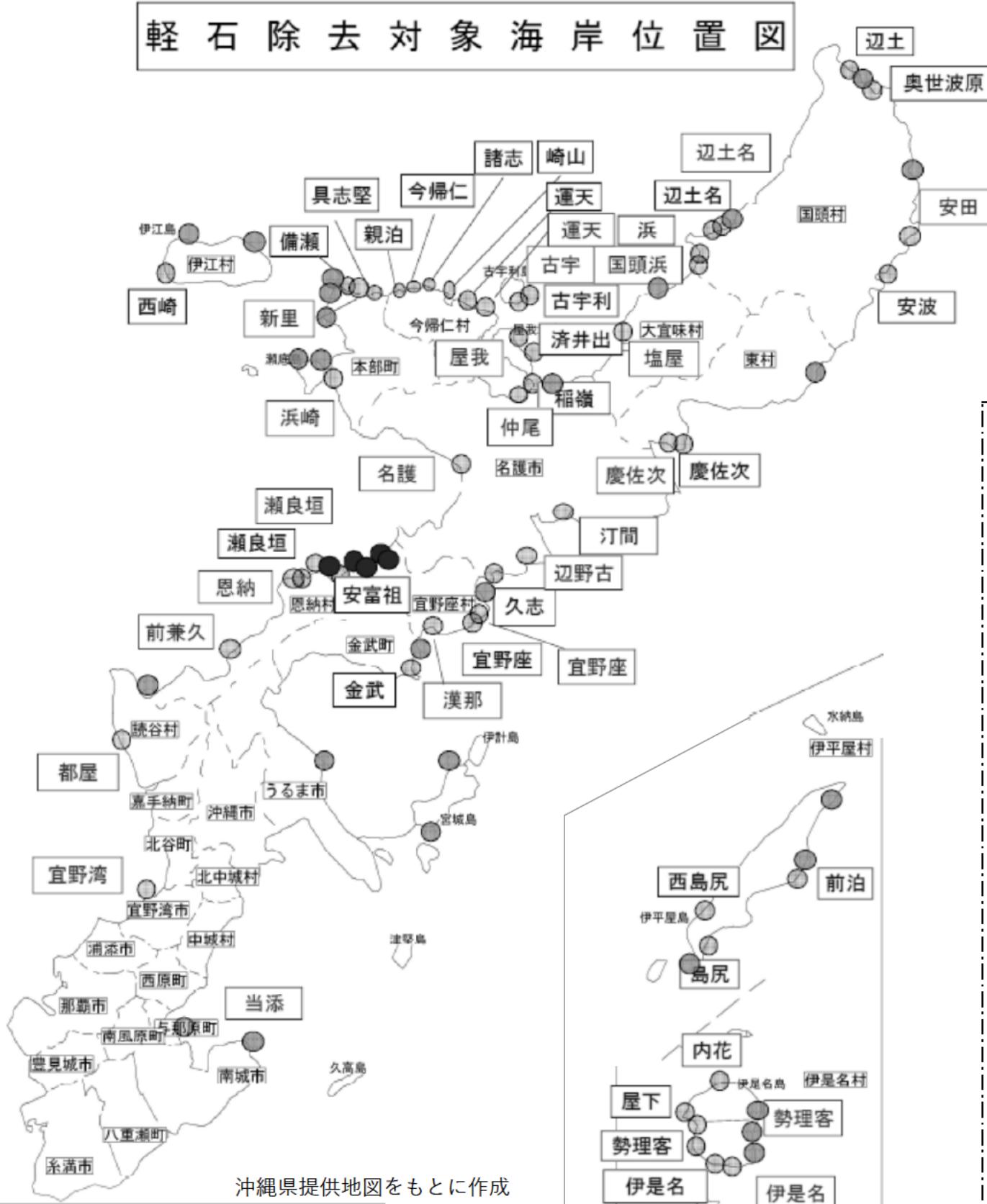
（うち2漁港で除去実施中※、4漁港で除去準備中◇）



海岸関係 海岸漂着物等地域対策推進事業による対応



軽石除去対象海岸位置図



沖縄県提供地図をもとに作成

補助率 9/10~7/10

9/10：離島、小笠原、奄美群島、沖縄

8/10：過疎、半島、有明海・八代海

7/10：上記以外

鹿児島県
与論町
与論港海岸



(鹿児島県提供)

1. 海岸漂着状況

(参考) 水ならば $1\text{m}^3 = 1\text{t}$ だが、軽石の比重は一概に言えず

● 沖縄県

17市町村 83海岸 漂着量約15.0万 m^3

● 鹿児島県

12市町村 90海岸 漂着量約0.5万t

※補助金既交付分は直ちに事業着手可能であり、追加交付にも積極的に対応する旨両県担当に周知済み。

※軽石の処分方法について両県担当に助言済み。

(例：軽石と廃棄物の混合処理は可能)

→県において港湾・漁港の災害復旧を優先していることもあり、海岸での回収・処理は未着手だが準備は進んでいる。

● その他都道府県

今後、軽石が漂着する可能性があると思われる都道府県に対し、軽石の漂着状況、各自治体での対応状況について情報提供を依頼。(軽石漂着報告件数：0件)

2. 今後の予定

●引き続き、海岸管理者等からの問い合わせに対し、環境省海岸漂着物等地域対策推進事業の内容説明。

沖縄県 玉城知事より

西銘 内閣府特命担当大臣
金子 農林水産大臣
齊藤 国土交通大臣
山口 環境大臣
岸 防衛大臣

宛

要 請 書

令和3年11月2日

沖 縄 県

内閣官房長官

松野 博一 殿

軽石大量漂流・漂着への対応について（要請）

本年8月に発生した小笠原諸島・福徳岡ノ場の海底火山噴火に由来するとみられる軽石が海流によって沖縄周辺に押し寄せ、県内各地の海岸及び漁港等においては、大量に漂流・漂着していることが確認されております。

漁業においては、漁港への軽石の大量流入等が発生し、漁船のエンジントラブルへの懸念から漁に出られない状況が続いており、県内漁業への影響は深刻な状況となっているほか、12月に解禁されるソデイカ漁や冬から初夏にかけて行われるモズク養殖業等、県内漁業全般への今後の影響も懸念されます。

また、港湾においては、離島航路をはじめとする船舶の航行に支障をきたし、人流・物流が滞るなど離島住民等の生活に影響が生じております。

加えて、ビーチ沿いのホテルでは宿泊のキャンセルが発生するなど観光業にも影響が出始めており、県内のマリンレジャーやホテルなどの観光事業者からは先行きを不安視する声が上がっております。漂流・漂着が長期化し広範囲に広がれば、沖縄観光全体のイメージダウンにもつながり、今後の観光需要の回復の足かせになりかねません。

さらに環境面では、海水面に軽石が集まり海中に太陽光が届かなくなることにより餌となる藻類の成長が妨げられ、数ヶ月から長期にわたって軽石が堆積すると、魚類の生息地や餌などに影響を及ぼす可能性があることが指摘されており、加えて、沖縄の貴重な観光資源でもあるサンゴや白い砂浜等自然環境への深刻な影響が懸念されます。

このような状況に対し、影響の長期化を防ぎ、様々な分野において早急かつ継続的に対応していくためには、制度的、財政的な支援が必要となっております。

つきましては、下記のとおり要望いたしますので、御高配を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 港湾・漁港の機能維持のため、港内や航路に漂流している軽石の回収・処理に関し、早急に災害復旧事業による財政支援を行うこと。また、漂着が継続している間は同一港湾・漁港への複数回の災害復旧事

業の適用を認めること。

- 2 港湾・漁港における災害復旧事業の対象とならない軽石の除去及び侵入防止対策並びに港湾・漁港以外の海岸、河川に漂着した軽石の回収・処理に対して補助等の支援策を講じること。
- 3 軽石の漂流・漂着、海岸への堆積、海底への沈降等に起因する様々な影響から水産資源、サンゴ礁の生物、海岸景観、海岸生態系等の自然環境を保全するため、自然環境への影響の調査を実施するとともに、その保全・再生のために必要な対策について補助等の支援策を講じること。
- 4 沿岸域から公海にかけて漂流している軽石については、漁船等、船舶の安全航行・安全操業を確保する観点から、国の責任において回収を行うこと。
- 5 漁船等、船舶の安全航行のため、軽石の最新の漂流状況を把握するとともに、継続してデータ解析及び漂流予測等を行い、これら結果等について、関係者に対し情報提供を行うこと。
- 6 沖縄県内漁業者の経営と生活を守るため、軽石の漂流・漂着に伴う漁業活動の自粛や漁船の損傷、養殖魚介類の斃死等による漁業経営への影響に対する支援策を講じること。
- 7 軽石の漂流・漂着に伴うマリンレジャー活動の中止等による観光事業への影響に対する支援策を講じること。
- 8 回収した軽石の安全性確認及び処分または活用方法に関する技術的支援を行うこと。
- 9 軽石の除却等について人員並びに資機材等の派遣支援を行うこと。

令和3年11月2日

沖縄県知事
玉城

デニ

